【必ずお読みください】

お客様は、Monaco(以下、「本ソフトウェア」といいます。)を使用するにあたり、以下のソフトウェア使用許諾契約(以下、「本契約」といいます。)の内容に同意していただく必要があります(同意いただけない場合、お客様は、本ソフトウェアを使用することはできません。)。

本契約の内容を十分にご確認の上、本契約に同意いただける場合は、必要事項をユーザ登録フォームに 記入のうえ、株式会社 NTT データ数理システム(以下「当社」)宛お送りください。

ソフトウェア使用許諾契約書

(契約の成立)

- 第1条 お客様は、次の各号のいずれかを行った場合に、本契約の内容に同意したものとみなされ、このお客様の同意をもって、本契約は成立するものとします。
 - (1) 本ソフトウェアのユーザ登録フォームに必要条項を記入の上、当社へ送付したとき。
 - (2) 本ソフトウェアを封入する包装を開封したとき。
 - (3) 本ソフトウェアの全部又は一部を、コンピュータに搭載又は接続するハードディスク、メモリ、 CD型記録メディア、DVD型記録メディア、その他の記録媒体(以下「記録媒体」という) へインストール等により一時的であるか否かを問わず複製したとき。
 - (4) 本ソフトウェアを使用したとき。

(著作権)

- 第2条 本ソフトウェアの著作権及びその他一切の権利は、当社あるいは当社に権利を許諾する第三者に帰属します。
 - 2 本契約にかかわらず、別紙1記載の「OSS ライセンスが適用されるソフトウェア一覧」については、 ライセンス原文にて記載される OSS ライセンスが適用されるものとします。

(使用許諾)

- 第3条 当社はお客様に、本ソフトウェアの日本国内における非独占的な使用を許諾します。
 - 2 お客様は、本ソフトウェアを、お客様が使用するコンピュータにおいて、別添の「ライセンス証書」の使用許諾数に定められた台数、ユーザ数を限度として、使用することができます。
 - 3 お客様は、本ソフトウェアを自らが使用する目的において、前項に掲げるコンピュータにて用いられる記録媒体に複製(本ソフトウェアのインストールを含む)することができます。
 - 4 お客様は、本ソフトウェア利用のために、サンプルスクリプトおよびサンプルプロジェクトを改変して使用することができます。また、サンプルスクリプトもしくはそれに改変を加えたもの(オブジェクトコード、ソースコードあるいはその両方)を複製して再配布することができます。
 - 5 本契約は、お客様によって複製されたソフトウェアについても、適用されるものとします。
 - 6 お客様は、本ソフトウェアの使用期間中、「ライセンス証書」を適切に管理・保管するものとします。

(禁止事項)

- 第4条 お客様は、本ソフトウェア及びその複製物を、譲渡、貸与、リース、公衆送信(ネットワークに接続された機器へのアップロード行為を含む)、及びその他の方法による第三者への提供を行ったり、 再使用許諾したりすることはできません。
 - 2 お客様は、本ソフトウェアの全部又は一部について、翻訳、翻案、修正、改変、追加、及び逆コンパイル、逆アセンブル等のリバースエンジニアリング(実行ファイル、オブジェクトコード等を解析して人間が読み取り可能な形式に変換すること)を行うことはできません。
 - 3 お客様は、本ソフトウェアに表示された著作権表示を削除することはできません。
 - 4 お客様は、当社の書面による承諾を得ることなく、本契約に定められる条件を超えて、本ソフトウェアを使用したり、本契約上の地位、本契約上の権利又は義務の全部又は一部を第三者に譲渡したりすることはできません。

(機密保持)

第5条 お客様は、本契約により提供される本ソフトウェア、その関連書類等の情報及び本契約の内容のうち公然と知られていないものについて、その機密を保持するものとし、当社の承諾を得ることなく、いかなる第三者に対しても開示又は漏洩してはなりません。

(免責)

- 第6条 当社は、本ソフトウェアの動作保証、使用目的への適合性の保証、使用結果についての的確性や信頼性の保証、及び瑕疵担保義務も含め、直接、間接に被ったいかなる損害に対しても一切の責任を 負いません。
 - 2 当社は、本契約により、本ソフトウェアのバージョンアップ版、追加機能及びサポート等の提供義務を負うものではありません。

(輸出管理)

第7条 お客様は、本ソフトウェア及びそれに含まれる技術を海外に持出し又は外国為替及び外国貿易法 (以下「外為法」という)上の非居住者に提供する場合(本ソフトウェアがインストール又は複製 されたコンピュータ若しくは記録媒体を海外に持ち出す場合及び外為法上の非居住者に提供する 場合を含む)は、外為法上要求される経済産業大臣の輸出許可を取得するなど、外為法及びその他 の法律等に基づき要求される手続きを適正に行うものとします。

(仕様変更)

第8条 当社は、本ソフトウェアの仕様を、事前にお客様へ通知することなく変更する場合があります。

(契約の終了)

- 第9条 お客様は、自らが複製した本ソフトウェア及びその複製物の全てを消去又は破棄することにより、 本契約を終了させることができます。このとき、本ソフトウェアの使用許諾に係る対価の返還を、 当社に求めることはできません。
 - 2 お客様が本契約に違反した場合、本契約は終了します。その場合、お客様は、本ソフトウェア及びその複製物の全てを直ちに消去又は破棄することとします。
 - 3 お客様は、理由の如何を問わず、本契約の終了について当社に対し 補償金その他いかなる名目での支払いも請求することはできません。
 - 4 本契約終了後も、第5条、第6条、第11条の規定は有効に存続するものとします。

(反社会的勢力との関係排除)

- 第10条 当社は、次の各号に定める事項を表明し、保証するものとします。
 - (1) 自己及び自己の役員が反社会的勢力(平成19年6月19日付犯罪対策閣僚会議発表の『企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針』に定義する「反社会的勢力」をいう。以下同じ。)でないこと、また反社会的勢力でなかったこと
 - (2) 自己及び自己の役員が、自己の不当な利得その他目的の如何を問わず、反社会的勢力の威力等を利用しないこと
 - (3) 自己及び自己の役員が反社会的勢力に対して資金を提供するなど、反社会的勢力の維持運営に協力しないこと
 - (4) 自己及び自己の役員が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しないこと
 - (5) 自己及び自己の役員が自ら又は第三者を利用して、お客様に対し暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求を行い、お客様の名誉や信用を毀損せず、また、お客様の業務を妨害しないこと

(管轄裁判所及び準拠法)

- 第11条 本契約に関する一切の紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所として処理するものとします。
 - 2 本契約の成立及び効力並びに本契約に関して発生する問題の解釈及び履行等については、日本国の 法律に準拠するものとします。

株式会社 NTT データ数理システム 2016 年 9 月 1 日改訂

別 紙1

OSSライセンスが適用されるソフトウェア一覧

	オープンソースソフトウェア名	
	1	apache commons collection
	2	Colt

摘要ライセンス並びにライセンス原文については、下記サイトに記載される各オープンソフトウェア名から のリンク先をご覧ください。

http://www.msi.co.jp/packages/OSSLicense/